

第40回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成28年9月28日(水曜日)

午前10時(受付開始：午前9時)



開催場所

ホテルメトロポリタン4階

「桜」の間

- 本招集ご通知に配当金のお支払いに関する書類を同封しております。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。

目次

株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	4
第2号議案 合併契約承認の件	5
第3号議案 定款一部変更の件	9
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	12
第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	15
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	16
第7号議案 退任取締役（監査等委員である取締役）に対し 退職慰労金贈呈の件	17
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34



新生・湖池屋 誕生への一歩



このたび、当社グループはフレンテと子会社3社を統合し、「新生・湖池屋」としてスタートいたします。湖池屋との吸収合併契約につきましては、本株主総会の議案としております。

創業の原点である湖池屋に立ち戻り、“湖池屋品質”をはじめとする根源的価値を追求し、ステークホルダーの皆様にご貢献することで持続的な成長を目指してまいります。

株式会社フレンテ 代表取締役社長 小池 孝

5月に執行役員に就任し、湖池屋が創り上げてきた価値の重みを引き継ぐことになりました。

本株主総会で承認されますと、新たな湖池屋が誕生します。既存の考えに捉われず、新しい発想で新しい価値創造を目指してまいります。

株式会社フレンテ 執行役員（マーケティング担当） 浅野 尊



株 主 各 位

東京都板橋区成増五丁目9番7号

株式会社 **フレンテ**

代表取締役社長 小池 孝

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使についてのご案内

① 株主総会にご出席いただける場合



会場受付にてご提出

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

株主総会開催日時：平成28年9月28日(水曜日) 午前10時

株主総会開催場所：ホテルメトロポリタン4階「桜」の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

② 株主総会にご出席いただけない場合



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご返送ください。

行使期限：平成28年9月27日(火曜日) 午後5時10分到着分まで

※各議案につき賛否の記載がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

記

1. 日 時 平成28年9月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテル メトロポリタン 4階「桜」の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 資本準備金の額の減少の件
第2号議案 合併契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案 退任取締役（監査等委員である取締役）に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「第40回定時株主総会招集ご通知」を株主総会当日、ご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://frente.co.jp/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

■決議事項第2号議案「合併契約承認の件」に関連する「湖池屋の最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://frente.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

■事業報告の「当社グループの現況に関する事項」のうち「財産及び損益の状況の推移」、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、上記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類並びに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。

■本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金6,832,126,298円のうち、6,268,721,048円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成28年9月28日

第2号議案 合併契約承認の件

当社、当社の完全子会社である株式会社湖池屋（以下「湖池屋」といいます。）は平成28年6月21日開催のそれぞれの取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日として、吸収合併契約締結の決議をしました。

当該吸収合併は、当社を吸収合併存続会社、湖池屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）であります。

1. 本合併を行う理由

当社の主力であるスナック菓子の事業環境に目を向けますと、国内では競争環境激化と嗜好の多様化により、新たな価値を提供できる新製品の開発が求められております。一方、海外では「カラムーチョ」を中心とした湖池屋ブランドの市場浸透を推進しております。このような状況の下、事業基盤の強化と成長戦略の推進のため、コーポレートブランドの統合が不可欠であるとの決断に至り、それを実現する手段としてグループ組織再編を実施することといたしました。当社を最終的な存続会社として、当社、並びにいずれも当社の完全子会社である湖池屋、株式会社フレンテ・インターナショナル（以下「フレンテ・インターナショナル」といいます。）及び株式会社アシスト（以下「アシスト」といいます。）の4社を吸収合併により統合し、コーポレートブランドの統合を図ることを決定しました。

本議案は、これらの合併のうち、当社と湖池屋の合併について、ご承認をお願いするものであります。

株主の皆様におかれましては、このような趣旨を十分にご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

2. 合併契約の内容の概要

当社及び湖池屋が平成28年6月21日付で締結した吸収合併契約の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

株式会社フレンテ（以下「甲」という。）と株式会社湖池屋（以下「乙」という。）は、平成28年6月21日付で、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。なお、甲は、平成28年10月1日付けで本合併の効力発生を条件として株式会社湖池屋に商号変更予定である。

（1）甲

（商号）株式会社フレンテ

（住所）東京都板橋区成増五丁目9番7号

(2) 乙

(商号) 株式会社湖池屋

(住所) 東京都板橋区成増五丁目9番7号

第3条（本合併に際して乙の株主に交付する金銭等に関する事項）

乙は甲の完全子会社であるため、本合併に際し、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年10月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により、必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（吸収合併契約承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議（会社法第319条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる株主全員の同意を含む。）を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。
2. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、効力発生日付で、甲及び乙が当事者となる以下の組織再編が効力を生じることが予定されていることを確認する。
 - (1) 乙を吸収合併存続会社、株式会社フレンテ・インターナショナルを吸収合併消滅会社とする平成28年6月21日付吸収合併契約に基づく吸収合併
 - (2) 甲を吸収合併存続会社、株式会社アシストを吸収合併消滅会社とする平成28年6月21日付吸収合併契約に基づく吸収合併

第8条（本合併の効力）

1. 本合併は、第7条第2項に定める組織再編がいずれも効力を生ずることを条件として、その効力を生ずる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、(i) 第6条に定める本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議が得られない場合、(ii) 本合併の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られない場合、(iii) 第7条第2項各号に定める組織再編の実行に必要とされる株主総会決議又は関係官庁の許認可等が得られない場合、並びに(iv) 次条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併に重大な支障となる事態が生じた場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

平成28年6月21日

甲：東京都板橋区成増五丁目9番7号
株式会社フレンテ
代表取締役 小池 孝 ㊞

乙：東京都板橋区成増五丁目9番7号
株式会社湖池屋
代表取締役 小池 孝 ㊞

3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社は吸収合併消滅会社である湖池屋の発行済株式の全部を所有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

(2) 湖池屋の最終事業年度に係る計算書類等の内容

湖池屋の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://frente.co.jp/ir/>）に掲載し、ご提供しております。

(3) 会社法施行規則第191条第3号ハに定める最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

湖池屋は、平成28年6月21日付で、フレンテ・インターナショナルとの間で、湖池屋を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるフレンテ・インターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「湖池屋別件吸収合併」といいます。）に関する吸収合併契約を締結しております。

湖池屋別件吸収合併は、平成28年10月1日付で、本合併に先立って効力が発生することを予定しており、湖池屋は、本合併の直前にフレンテ・インターナショナルの権利義務を承継した上で、本合併を実施することを予定しております。なお、湖池屋別件吸収合併に際して、湖池屋及びフレンテ・インターナショナルは、ともに当社の完全子会社であることからフレンテ・インターナショナルの株主に対する合併対価の交付は行われません。

- (4) 会社法施行規則第191条第5号イに定める吸収合併存続会社（当社）において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当社は、平成28年6月21日付で、当社の完全子会社であるアシストとの間で、当社を吸収合併存続会社、アシストを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「当社別件吸収合併」といいます。）に関する吸収合併契約を締結しております。

当社別件吸収合併は、平成28年10月1日付で、本合併に先立って効力が発生することを予定しており、当社は、本合併の直前にアシストの権利義務を承継した上で、本合併を実施することを予定しております。なお、当社別件吸収合併に際して、アシストは当社の完全子会社であることからアシストの株主に対する合併対価の交付は行いません。

4. その他の合併に関する事項

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生ずることが見込まれるため、会社法第796条第2項但書及び第795条第2項第1号の規定により本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループ組織再編に伴い、当社の商号を変更するものであります。第2号議案に記載のとおり、事業基盤の強化と成長戦略の推進のためのコーポレートブランドの統合の一環として行うものであります。
- (2) 当社グループ組織再編に伴い、当社は純粋持株会社から事業会社に移行することとなりますので、事業の目的を変更するものであります。
- (3) 当社は平成25年9月26日開催の第37回定時株主総会の終結の時をもって、金融商品取引法の改正等により、大量買付行為に関する手続の整備が進み、また、当社を取り巻く経営環境も変化したことから、買収防衛策を非継続といたしております。
- 更に、その後のコーポレートガバナンス・コードの導入を契機に、株主の信頼に応え、受託者責任を全うし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めることが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断しております。
- 以上を踏まえ、関連する条文の削除を行うものであります。
- その他必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。
- なお、本議案は、第2号議案「合併契約承認の件」が承認可決されること及び第2号議案に記載の本合併が効力を生ずることを条件として、平成28年10月1日付で、その効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社フレンテと称し、英文ではFrente Co.,Ltd.と表示する。 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) ～ (19) (条文省略)	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社湖池屋と称し、英文ではKOIKE-YA Inc.と表示する。 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 食料品、菓子類、飲料及び原材料の製造加工販売 (2) 医薬部外品及び化粧品の製造及び販売

現 行 定 款	変 更 案
	<u>(3) 酒類の販売</u>
	<u>(4) 肥料、飼料及びそれらの原料並びに農業用資材の製造販売</u>
	<u>(5) 日用品雑貨の販売</u>
	<u>(6) 前各号の商品の輸出入並びに仕入販売</u>
	<u>(7) 新商品の開発計画、企画、立案及び販売調査の受託</u>
	<u>(8) 污水处理施設の維持及び管理業務</u>
	<u>(9) 一般労働者派遣事業</u>
	<u>(10) 各種食料品及び菓子類の小売店並びにその他飲食店の経営</u>
	<u>(11) ソフトウェアの開発、販売、取得及び利用の業務</u>
	<u>(12) 金銭の貸付・保証及び投資</u>
	<u>(13) 倉庫業及び貨物自動車運送業に関する事業</u>
	<u>(14) 建造物及び構築物の警備業務</u>
	<u>(15) グループ会社の経理及び給与計算事務の受託</u>
	<u>(16) グループ会社の取扱商品の販売業務の受託</u>
	<u>(17) 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介</u>
	<u>(18) 売電事業</u>
	<u>(19) 前各号に附帯する一切の業務</u>
(20) ～ (35) (条文省略)	(削除)
2. 当社は、次の業務を行うことを目的とする。 (1) ～ (9) (条文省略)	(削除)
3. 前各項及び各号に附帯・関連する一切の業務	(削除)
第3条～第11条 (条文省略)	(現行どおり)
(買収防衛策)	(削除)
第12条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入、変更及び廃止することができる。なお、買収防衛策とは、当社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。	

現 行 定 款	変 更 案
2. 当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。 3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。 （１）買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと （２）当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取扱うことができること 第13条～第35条（条文省略）	第12条～第34条（現行どおり）

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はないとの意見でございました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

こ い け
小池たかし
孝

（昭和31年8月6日生）

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和55年 10月 (株)湖池屋入社
昭和56年 7月 同社取締役
昭和61年 7月 同社専務取締役
平成 3年 7月 同社取締役副社長
平成 7年 3月 同社代表取締役社長
11月 当社代表取締役社長（現任）
(有)アシスト（現(株)アシスト）取締役社長
平成14年 6月 フレンテ(株)（現(株)フレンテ・インターナショナル）代表取締役社長（現任）

平成17年 4月 (株)湖池屋代表取締役会長（現任）
(株)アシスト代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

(株)湖池屋 代表取締役会長
(株)フレンテ・インターナショナル 代表取締役社長
(株)アシスト 代表取締役会長

■ 所有する当社株式の数

886,620株

2

※ さ と う
佐藤あきら
章

（昭和34年6月27日生）

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和57年 4月 キリンビール(株)入社
平成 2年 3月 同社ビール事業本部商品企画部主任
平成 9年 6月 キリンビバレッジ(株)商品企画部部長代理
平成20年 3月 キリンビール(株)営業本部マーケティング部長
平成23年 3月 同社九州統括本部長
平成24年 1月 キリンビールマーケティング(株)執行役員九州統括本部長
平成26年 3月 キリンビバレッジ(株)代表取締役社長
平成27年 3月 キリン(株)取締役常務執行役員

平成28年 5月 当社執行役員マーケティング担当（現任）
日清食品ホールディングス(株)執行役員菓子事業担当（現任）
7月 (株)湖池屋取締役副社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス(株) 執行役員菓子事業担当

■ 所有する当社株式の数

－株

（注） ※印は新任の取締役候補者であります。

3

たご
田子ただし
忠

(昭和26年7月25日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和49年 4月 (株)湖池屋入社
昭和61年10月 同社京都工場長
平成 8年10月 同社取締役
平成13年 9月 当社取締役
(株)湖池屋関東工場長
平成14年 6月 フレンテ(株) (現(株)フレンテ・インターナショナル) 取締役
7月 当社製造本部長
9月 (有)アシスト (現(株)アシスト) 取締役
平成15年 9月 当社常務取締役
(株)湖池屋常務取締役
フレンテ(株) (現(株)フレンテ・インターナショナル) 常務取締役
平成17年 4月 (株)湖池屋取締役社長
(株)アシスト取締役社長 (現任)

平成18年 9月 当社専務取締役 (現任)
(株)湖池屋代表取締役社長 (現任)
平成21年 9月 (株)フレンテ・インターナショナル取締役 (現任)

●グループ管理管掌

■ 重要な兼職の状況

(株)湖池屋 代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数

36,000株

4

こまつばら よしちか
小松原 義親

(昭和27年2月13日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和50年 4月 日清食品(株)入社
平成16年 3月 日清シスコ(株)常務取締役
平成20年 3月 日清食品(株)低温事業本部冷凍食品事業部長
平成22年 6月 日清食品冷凍(株)常務取締役営業本部長
平成23年 9月 日清食品ホールディングス(株)
事業戦略本部事業戦略部参与
11月 (株)湖池屋出向
同社執行役員営業本部副本部長・事業戦略
担当兼会長付マーケティング・新規事業担
当
平成24年 4月 同社執行役員営業本部副本部長兼営業戦略
室長兼会長付マーケティング・新規事業担
当
7月 同社取締役営業本部副本部長兼会長付マ
ーケティング・新規事業担当

9月 当社取締役
(株)フレンテ・インターナショナル取締役 (現任)
平成25年 4月 当社常務取締役 (現任)
(株)湖池屋常務取締役営業本部部長兼会長付
マーケティング・新規事業担当
平成27年10月 (株)湖池屋常務取締役営業本部長 (現任)

●グループ営業管掌

■ 所有する当社株式の数

一株

5

さんとう かずまさ

山東 一雅

(昭和27年6月9日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和51年	4月	日清食品(株)入社
平成13年	3月	同社東京営業部長
平成16年	6月	同社大阪営業部長
平成17年	6月	同社執行役員大阪営業部長
平成20年	2月	明星食品(株)常務取締役
	4月	同社常務取締役営業本部長
	6月	同社専務取締役営業本部長
平成21年	4月	同社代表取締役社長
平成26年	4月	日清シスコ(株)代表取締役社長

平成27年 4月 日清食品ホールディングス(株)顧問（菓子事業担当）（現任）
日清シスコ(株)非常勤取締役（現任）
9月 当社取締役（現任）
平成28年 2月 ぽんち(株)非常勤取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス(株)顧問 (菓子事業担当)
日清シスコ(株)非常勤取締役
ぼんち(株)非常勤取締役

■ 所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 佐藤章氏は、日清食品ホールディングス株式会社の執行役員を兼務しており、同社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。また、同社と当社及び当社の子会社とは、コラボレーション事業のためのライセンス契約等の取引を行っております。
2. 山東一雅氏は、日清食品ホールディングス株式会社の顧問、日清シスコ株式会社の非常勤取締役及びぼんち株式会社の非常勤取締役を兼務しており、これら三社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。また、上記三社と当社及び当社の子会社とは、コラボレーション事業のためのライセンス契約等の取引を行っております。
3. 佐藤章氏及び山東一雅氏以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は山東一雅氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏が取締役就任した場合、同様の契約を更新する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役中野均氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任いたします。つきましては新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は退任する監査等委員である取締役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

※ こんどう ゆういち
近藤 雄一（昭和31年2月11日生）

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和54年 4月	㈱湖池屋入社	平成27年 9月	当社執行役員品質保証室長兼㈱湖池屋製造本部長
平成16年 4月	同社関東工場工場長		
平成20年 1月	同社京都工場工場長	10月	当社執行役員内部監査室長（現任）
平成22年 7月	同社執行役員京都工場工場長		
平成23年 4月	同社執行役員製造本部長		
平成24年 9月	同社取締役製造本部長		
平成26年 7月	当社執行役員品質保証室長兼㈱湖池屋取締役製造本部長		

■ 所有する当社株式の数

2,000株

- （注） 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 近藤雄一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ほし かず お
星 一雄 (昭和20年7月16日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和39年 4月	(株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行	平成18年 9月	(株)湖池屋常勤監査役
平成 9年 8月	ジェーエムシークレジット(株)出向		(株)フレンテ・インターナショナル常勤監査役
平成11年 2月	同社上席執行役員保証部長		(株)アシスト常勤監査役
平成16年 1月	みずほ信用保証(株)執行役員	平成21年 9月	当社監査役
	5月 同社上席執行役員		
	8月 みずほギャランティ(株)上席執行役員		
平成17年 9月	当社常勤監査役		

■ 所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 星一雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 星一雄氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。
4. 星一雄氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由は、長年金融業界において培われた知識及び当社の監査役としての豊富な経験を、監査等委員である取締役に就任された場合に活かしていただくことを期待したためであります。
5. 星一雄氏は過去に当社並びに当社の子会社である株式会社湖池屋、株式会社フレンテ・インターナショナル及び株式会社アシストの監査役でありました。
6. 星一雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第7号議案 退任取締役（監査等委員である取締役）に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役。以下、本議案において同じ。）を退任される中野均氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査等委員会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

な かの ひとし
中 野 均

■ 略歴

- 平成20年 9月 当社常勤監査役
- 平成27年 9月 当社常勤の監査等委員である取締役（現任）

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (平成28年6月30日現在)

当社グループは、スナック菓子、タブレット菓子等の製造販売を主たる事業としております。当社は持株会社として、以下の子会社5社及び関連会社1社を統括しております。

- (株)湖池屋 スナック菓子の製造販売事業
- 台湾湖池屋股份有限公司 台湾でのスナック菓子の販売及び輸出事業
- (株)フレンテ・インターナショナル タブレット菓子等の製造販売事業
- (株)アシスト 工場メンテナンス事業
- Koikeya Vietnam Co., Ltd. ベトナムでのスナック菓子の製造販売事業
- 日清湖池屋(中国・香港)有限公司 香港でのスナック菓子の販売事業

主な製品は、下記のとおりであります。

① スナック部門

ポテトスナック	コイケヤポテトチップス	1962年発売のロングセラーブランド
	カラムーチョ	1984年発売のロングセラー辛味系スナック
	すっぱムーチョ	1993年発売の酸味系スナック
スナック	スコーン	1987年発売のコーンクランチスナック
	ドンタコス	1994年発売のコーントルティアチップス
	ポリンキー	1990年発売の網目模様のコーンスナック
	ポップナウ	1958年発売のポップコーン

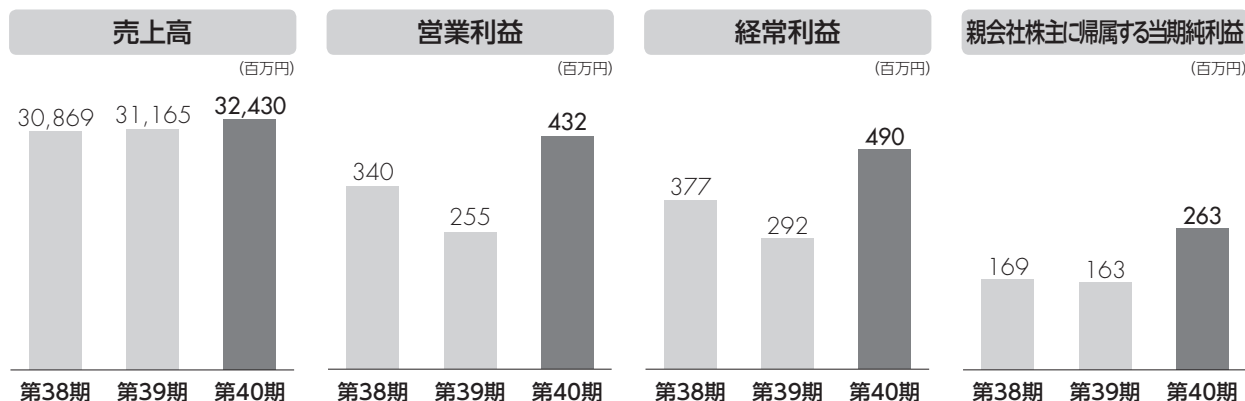
② タブレット部門

タブレット	乳酸菌 L S 1	2002年発売の乳酸菌 L S 1 配合の機能性タブレット
	ピンキー	1997年発売のフルーツミントタブレット

(2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が見られましたが、年明け以降の円高や株価下落等により不確実性を強め、個人消費は先行き不安から低調に推移いたしました。

連結業績の推移



このような状況の下、当社グループは平成28年6月21日開催のそれぞれの取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日として、吸収合併契約締結の決議をしました。

当社グループの業績概要につきまして、引き続き厳しい取引環境の中で既存ブランドを中心に拡販に努めたことや、原油安を背景とした原材料価格の下落等により、売上・利益とも前年を上回りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は32,430百万円（前連結会計年度比4.1%増）、営業利益432百万円（同69.6%増）、経常利益490百万円（同67.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益263百万円（同61.1%増）となりました。

1 スナック部門

当連結会計年度におけるスナック部門は、既存ブラ

ンドの育成を図りました。

辛味系スナック菓子で高いシェアを持つ「カラムーチョ」は、店頭における定番製品のラインアップ強化により、増収となりました。

堅めの食感が特徴の「頑固あげポテト」は、リニューアル時に流通業に向けた説明会を実施するとともに、キャンペーン等を実施いたしました。

また、22年の歴史を持つ「ドンタコス」のリニューアルを実施し、PRイベントやキャンペーンでの話題喚起により、小売業での採用が拡大いたしました。

発売25周年の「ポリンキー」は、ブランドアイデンティティを『エンタメスナック』と再定義し、WEBプロモーションの展開や新製品の発売で消費者との接触機会が増加したことにより、前年を上回る売上となりました。

新たな価値を提供する製品として、北海道産のじゃ

がいを極厚にスライスして揚げた「じゃがいも心地」は、食感や素材のおいしさが支持され、好調な売上となりました。

更に、販売チャネル拡大策として、平成27年10月にスナック部門で初となる『湖池屋オンラインショップ』を開設し、オンラインショップ限定製品等の販売を開始いたしました。

海外事業につきましては、引き続き台湾での事業が好調に推移いたしました。また、ベトナムにおいて当社グループ初となる海外自社工場の運営を行うため、平成28年3月に100%出資子会社であるKoikaya Vietnam Co.,Ltd.を設立するとともに、日本食への関心が高いベルギー・オランダで“和”をテーマにしたポテトチップス「ポテチ」を発売いたしました。

以上の結果、スナック部門の売上高は32,070百万円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループの定めるグループ理念に基づき、研究開発、マーケティング、販売等の事業活動に取り組み、“楽しさ”と“驚き”を提供できる製品の創出を目指してまいります。

このような状況の下、当社グループは平成28年6月21日開催のそれぞれの取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日として、吸収合併契約締結の決議をしました。

国内食品市場の成熟化、顧客嗜好の多様化が進むなか、海外での販路拡大に努めるとともに、日清食品

2 タブレット部門

当連結会計年度におけるタブレット部門は、乳酸菌LS1配合製品のブランドコンセプトや通信販売サイトの刷新に取り組み、平成28年4月より新施策をスタートいたしました。乳酸菌LS1は東海大学医学部 古賀泰裕教授と共同開発した製品で、お口の健康をサポートする善玉菌です。発売10年超を経て、初のブランドリニューアルを実施し、新しいターゲットの潜在需要を喚起するための新製品「乳酸菌LS1 SUPER」「乳酸菌LS1 クリアピーチ味／クリアグレープ味」を投入いたしました。

しかしながら、リニューアルが4月であったため当連結会計年度業績への寄与は一部に留まり、タブレット部門の売上高は360百万円（前連結会計年度比14.4%減）となりました。

ホールディングス株式会社との業務・資本提携により、顧客に新たな価値を迅速かつ効率的に提供できる競争力を強化し、更なる成長を目指します。

1 スナック部門

当社グループでは、主たる事業であるスナック部門を成長の原動力と位置付けております。国内市場では新たな価値を提供するスナックを開発するとともに、海外事業の拡大を図ります。

「カラムーチョ」をはじめとするロングセラーブランド

の強化に加え、新容器・新素材スナックの開発にも取り組みます。また、マーケティング・開発において消費者ニーズをより正確に捉えながらオリジナリティのある製品に仕上げてまいります。

海外事業におきましては、「カラムーチョ」への集中戦略が奏功しております。強い事業基盤を築いている台湾を中核に据え、台湾からの輸出事業を強化いたします。また、平成28年3月にベトナムにおいて当社グループ初となる海外自社工場の運営を行う子会社を設

立するなど、新規の事業進出国も検討しております。

2 タブレット部門

タブレット部門におきましては、平成28年4月にブランドリニューアルした製品「乳酸菌LS1」において、潜在ターゲットへの認知とトライアルの拡大が課題であります。お口の健康が重要な年齢層は多岐にわたっており、製品設計やアプローチ方法を強化し、顧客開拓を図ります。

（4）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は695百万円であります。

このうち主なものは、スナック部門における既存設備の維持・増強を目的とした菓子製造設備更新等の投

資によるものであります。

これらの設備投資に係る所要資金につきましては、自己資金より充当いたしました。

(5) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 湖 池 屋	30百万円	100%	スナック菓子の製造販売事業
(株)フレンテ・インターナショナル	260百万円	100%	タブレット菓子等の製造販売事業
(株) ア シ ス ト	10百万円	100%	工場のメンテナンス事業
Koikeya Vietnam Co., Ltd.	6,700千米ドル	100%	スナック菓子の製造販売事業
台湾湖池屋股份有限公司	8百万台湾ドル	51%	スナック菓子の販売及び輸出事業

(注) 1. Koikeya Vietnam Co., Ltd.は平成28年3月7日に設立しております。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特 定 完 全 子 会 社 の 名 称	(株)湖池屋
特 定 完 全 子 会 社 の 住 所	東京都板橋区成増五丁目9番7号
当 社 及 び 当 社 の 完 全 子 会 社 に お け る 特 定 完 全 子 会 社 の 株 式 の 帳 簿 価 額	3,302,068千円
当 社 の 総 資 産 額	13,826,583千円

② その他の重要な企業結合の状況

日清食品ホールディングス株式会社は、当社の議決権を34.5%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な拠点 (平成28年6月30日現在)

本 社	東京都板橋区成増五丁目9番7号 (持株会社である当社の本社ビルは、(株)湖池屋の所有となっております。)
ス ナ ッ ク 部 門	関 東 工 場 (埼玉県加須市久下) 関 東 第 二 工 場 (埼玉県加須市花崎) 京 都 工 場 (京都府南丹市園部町) (スナック菓子関連工場の土地、建物及び関連設備は、(株)湖池屋が所有しております。)
タ ブ レ ッ ト 部 門	関 東 工 場 (埼玉県加須市久下) (タブレット菓子工場の土地及び建物は(株)湖池屋が所有しております。関連設備の一部は、(株)フレンテ・インターナショナルが所有しております。) なお、タブレット菓子の生産につきましては、一次加工品を仕入れ、上記工場で製品化しております。
営 業 所	全国に9ヶ所あり、(株)湖池屋が賃借しております。

(7) 従業員の状況 (平成28年6月30日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	使 用 人 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
ス ナ ッ ク 部 門	393 (636)	7 (△39)
タ ブ レ ッ ト 部 門	1 (—)	0 (—)
そ の 他	40 (1)	△1 (0)
合 計	434 (637)	6 (△39)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. その他として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等に所属している人員であります。

② 当社の従業員の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
40 (1)	△1 (0)	36.9歳	9.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成28年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,335,000株（自己株式699株を含む。）
- ③ 株主数 4,883名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
日清食品ホールディングス株式会社	1,842,200株	34.53%
小池孝	881,420	16.52
一般社団法人湖池の会	800,800	15.01
小池涉	188,000	3.52
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	180,000	3.37
フレンテグループ従業員持株会	156,820	2.93
岸田美奈子	43,050	0.80
岸田亮	43,050	0.80
岸田俊	43,050	0.80
田子忠	36,000	0.67

（注）持株比率は自己株式（699株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成28年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小 池 孝	(株)湖池屋代表取締役会長 (株)フレンテ・インターナショナル代表取締役社長 (株)アシスト代表取締役会長
専 務 取 締 役	田 子 忠	グループ管理管掌 (株)湖池屋代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 松 原 義 親	グループ営業管掌
取 締 役	山 東 一 雅	日清食品ホールディングス(株)顧問（菓子事業担当） 日清シスコ(株)非常勤取締役 ぼんち(株)非常勤取締役
取 締 役（監 査 等 委 員）	中 野 均	
取 締 役（監 査 等 委 員）	神 尾 和 男	
取 締 役（監 査 等 委 員）	上 平 徹	上平会計事務所 フジ日本精糖(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）神尾和男氏及び上平徹氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社内情報の収集、内部統制所管部門との連携等の観点から、常勤の監査等委員を選定することは、監査等委員会の活動の実効性を確保するため有益と考え、中野均氏及び神尾和男氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）神尾和男氏は、長年にわたり金融業界で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）上平徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）神尾和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。

平成28年6月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	佐 藤 章	マーケティング担当
執 行 役 員	近 藤 雄 一	内部監査室長
執 行 役 員	穴 戸 泰 成	(株)湖池屋取締役生産本部長
執 行 役 員	石 井 直 二	品質保証室長 (株)湖池屋取締役製造本部長 (株)フレンテ・インターナショナル取締役兼マーケティング部長、開発部長
執 行 役 員	石 黒 徹	海外事業本部長兼事業開発部長
執 行 役 員	藤 井 裕 典	経営支援本部副本部長兼経営戦略部長兼経理部長

（２）事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤 原 潤 也	平成27年9月29日	任 期 満 了	取 締 役
中 野 均	平成27年9月29日	任 期 満 了	監 査 役
神 尾 和 男	平成27年9月29日	任 期 満 了	監 査 役
上 平 徹	平成27年9月29日	任 期 満 了	監 査 役 上平会計事務所 フジ日本精糖(株)社外監査役

（注） 1. 中野均氏、神尾和男氏及び上平徹氏は監査等委員会設置会社への移行に伴い退任しております。

（３）責任限定契約の内容の概要

当社と山東一雅氏、中野均氏、神尾和男氏及び上平徹氏は、それぞれ会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

（４）取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	4名	124百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	16百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	4百万円 (2百万円)
合 計	7名	145百万円

- （注） 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成27年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成27年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額70百万円以内と決議いただいております。

4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額10百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し10百万円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労金の繰入額15百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対し13百万円、取締役（監査等委員）2名に対し2百万円（うち社外取締役1名に対し1百万円））。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給人員及び支給額には、平成27年9月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、無報酬の取締役1名を含んでおりません。
6. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成26年9月26日開催の第38回定時株主総会及び平成27年9月29日開催の第39回定時株主総会決議に基づき、退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し42百万円

（上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において、報酬等の総額として開示された役員退職慰労引当金の繰入額等が含まれております。）

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、上平会計事務所を開業しております。当社は同事務所とは特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、フジ日本精糖株式会社の社外監査役であります。当社は同社とは特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

神尾和男取締役（監査等委員）	平成27年9月29日就任以降に開催された5回の実務取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行いました。また、就任以降に開催された10回の監査等委員会のすべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。なお、平成27年7月1日から同年9月28日までの期間においては、監査役として、開催された4回の実務取締役会及び開催された4回の監査役会のすべてに出席しております。
上平 徹取締役（監査等委員）	平成27年9月29日就任以降に開催された5回の実務取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行いました。また、就任以降に開催された10回の監査等委員会のすべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。なお、平成27年7月1日から同年9月28日までの期間においては、監査役として、開催された4回の実務取締役会のうち3回及び開催された4回の監査役会のすべてに出席しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

利益還元を行うに際しては、安定した配当等を継続するとともにグループの業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行い当社株式の長期保有を促すとともに、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新製品開発及び新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針を踏まえ、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり47円50銭の期末配当を行うことといたしております。

連結貸借対照表 (平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金 額
資産の部	
流動資産	10,783,632
現金及び預金	4,184,936
受取手形及び売掛金	4,715,259
有価証券	399,973
商品及び製品	521,815
仕掛品	6,061
原材料及び貯蔵品	292,276
繰延税金資産	369,024
その他	295,911
貸倒引当金	△1,627
固定資産	9,445,163
有形固定資産	5,868,121
建物及び構築物	2,098,271
機械装置及び運搬具	2,084,064
土地	1,551,566
その他	134,219
無形固定資産	99,227
投資その他の資産	3,477,814
投資有価証券	2,624,441
繰延税金資産	536,461
その他	316,910
資産合計	20,228,796

科目	金 額
負債の部	
流動負債	5,882,495
買掛金	2,844,271
未払金	2,478,027
未払法人税等	47,093
役員賞与引当金	10,800
賞与引当金	102,279
その他	400,024
固定負債	2,202,748
年金基金脱退損失引当金	12,715
役員退職慰労引当金	343,273
退職給付に係る負債	1,704,388
その他	142,371
負債合計	8,085,243
純資産の部	
株主資本	12,263,840
資本金	2,269,591
資本剰余金	2,153,976
利益剰余金	7,842,058
自己株式	△1,785
その他の包括利益累計額	△198,883
その他有価証券評価差額金	37,261
為替換算調整勘定	△1,210
退職給付に係る調整累計額	△234,934
非支配株主持分	78,595
純資産合計	12,143,552
負債・純資産合計	20,228,796

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金 額	
売上高		32,430,830
売上原価		20,285,217
売上総利益		12,145,613
販売費及び一般管理費		11,713,099
営業利益		432,514
営業外収益		
受取利息	16,132	
受取配当金	8,130	
ロイヤルティ収入	12,867	
補助金収入	8,000	
年金基金脱退損失引当金戻入益	8,476	
その他	11,506	65,113
営業外費用		
支払利息	2,817	
支払手数料	2,604	
為替差損	1,536	6,957
経常利益		490,670
税金等調整前当期純利益		490,670
法人税、住民税及び事業税	98,705	
法人税等調整額	98,700	197,405
当期純利益		293,264
非支配株主に帰属する当期純利益		29,492
親会社株主に帰属する当期純利益		263,771

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表（平成28年6月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,365,355
現金及び預金	2,357,697
有価証券	399,973
貯蔵品	883
前払費用	5,720
繰延税金資産	17,102
関係会社短期貸付金	1,500,000
未収入金	48,408
その他	35,568
固定資産	9,461,228
有形固定資産	107,836
建物	61,992
車両運搬具	5,555
工具、器具及び備品	40,288
無形固定資産	79,675
商標権	16,518
ソフトウェア	58,357
その他	4,800
投資その他の資産	9,273,716
投資有価証券	2,573,977
関係会社株式	4,157,676
関係会社長期貸付金	2,990,000
繰延税金資産	345,493
その他	137,151
貸倒引当金	△930,582
資産合計	13,826,583

科目	金額
負債の部	
流動負債	288,274
リース債務	7,272
未払金	117,693
未払費用	29,867
未払法人税等	20,891
預り金	87,707
役員賞与引当金	10,800
賞与引当金	7,535
その他	6,505
固定負債	1,368,349
リース債務	53,388
退職給付引当金	1,133,968
役員退職慰労引当金	180,955
その他	37
負債合計	1,656,624
純資産の部	
株主資本	12,133,754
資本金	2,269,591
資本剰余金	6,832,126
資本準備金	6,832,126
利益剰余金	3,033,822
利益準備金	3,992
その他利益剰余金	3,029,829
繰越利益剰余金	3,029,829
自己株式	△1,785
評価・換算差額等	36,204
その他有価証券評価差額金	36,204
純資産合計	12,169,959
負債・純資産合計	13,826,583

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	1,121,643	
関係会社配当金収入	203,047	1,324,690
営業費用		1,120,550
営業利益		204,139
営業外収益		
受取利息	23,053	
受取配当金	5,051	
ロイヤルティ収入	26,605	
有価証券利息	14,767	
その他	963	70,441
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	5,409	
支払手数料	2,604	
為替差損	3,791	
その他	124	11,930
経常利益		262,650
特別損失		
関係会社株式評価損	1,563,362	1,563,362
税引前当期純損失		1,300,712
法人税、住民税及び事業税	44,345	
法人税等調整額	11,822	56,167
当期純損失		1,356,879

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年8月8日

株式会社 フ レ ン テ
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 津 田 良 洋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂 東 正 裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フレンテの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年8月8日

株式会社 フ レ ン テ
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 田 良 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 東 正 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレンテの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 追加情報に記載されているとおり、平成28年6月21日開催の取締役会において、平成28年9月28日開催の定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議することを決議した。
 - 追加情報に記載されているとおり、平成28年6月21日開催の取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日として、会社の完全子会社である株式会社湖池屋（株式会社フレンテ・インターナショナル吸収合併後）及び株式会社アシストを会社に吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月10日

株式会社フレンテ 監査等委員会

常勤監査等委員	中 野 均 ㊟
常勤監査等委員	神 尾 和 男 ㊟
監査等委員	上 平 徹 ㊟

(注) 1.監査等委員神尾和男及び監査等委員上平徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2.当社は平成27年9月29日開催の第39回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成27年7月1日から平成27年9月28日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

KOIKE-YA'S AUTHENTICITY



創業者 小池和夫

戦後間もない中、湖池屋の創業者 小池和夫は
ポテトチップスと運命的な出会いを果たす。

「こんな美味しいものがこの世にあったのか!
世の中に広めたい! みんなに食べてもらいたい!」
当時のポテトチップスは高級なおつまみで、
一般的な販売はされていなかったのだ。

小池は、その日からポテトチップス作りに没頭した。
厚さは何ミリにすればよいのか。
何度の油で何分揚げればよいのか—

さらに、考えた。

今、世の中にあるのは塩味のポテトチップス。
自分が作るのは日本生まれのポテトチップスなのだから、
味付けも日本オリジナルでなくては—
日本人になじみのある食材を使っでの試作が始まった。

試行錯誤の結果、たどり着いた食材が「のり」。
こうして1962年、「コイケヤポテトチップス のり塩」が誕生した。

1967年には日本で初めて量産化に成功し、
ポテトチップスを世の中に広めるパイオニアとなった。

また、安定的に原料を確保するため、
日本で初めて北海道でじゃがいもの契約栽培を実現した。

創業者 小池和夫は、ポテトチップスを
日本に定着・大衆化させた功績が認められ、
黄綬褒章を受章した。

創業者のモノづくりへの情熱、
オリジナルへのこだわりは脈々と受け継がれている。
今までもこれからも、湖池屋は情熱とこだわりを大切にして、
本物の価値を提供し続けていく。



創業時の手揚げ風景



創業間もない社屋



開発風景



発売当時のポテトチップス

株式会社フレンテ株主総会会場ご案内図

開催日時 平成28年9月28日(水曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所 ホテルメトロポリタン4階「桜」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 電話 (03) 3980-1111

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通の
ご案内

池袋駅

JR ● 山手線 ● 埼京線 他各線

東京メトロ ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線

● 西武池袋線 ● 東武東上線

① 西口より徒歩約4分

② 南口より徒歩約3分

③ JR線メトロポリタン口より徒歩約2分

④ 副都心線2a出口より徒歩約6分

株式会社 **フレンテ**

東京都板橋区成増五丁目9番7号
03-3979-2115 (グループ代表)



**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

